

中国 5 県における地域格差及び所得格差による課題を解決し、

暮らし続けられる地域をつくる事業

よくある質問

第 1 版 ~~2020/1/27~~

第 2 版 ~~2020/1/29~~

第 3 版 ~~2020/2/3~~

第 4 版 ~~2020/2/7~~

第 5 版 ~~2020/2/13~~

第 6 版 2020/2/20

目次

1. 本事業全般についての質問.....	1
2. 申請についての質問.....	3
3. 資金についての質問.....	5
4. 審査についての質問.....	7
5. 選定後についての質問.....	8

更新箇所

第2版 (2020/1/29)

追記 1.-(3) 、 2.-(3)

第3版 (2020/2/3)

追記 1.-(4) 、 5.-(5)

第4版 (2020/2/7)

追記 1.-(5) 、 3.-(7) 、 5.-(7)

第5版 (2020/2/13)

追記 1.-(6) 、 2.-(14) 、 2.-(15) 、 3.-(8)

第6版 (2020/2/20)

追記 2.-(16) 、 3.-(9)

1. 本事業全般についての質問

No.	質問内容	回答
(1)	なぜこのような課題設定・テーマで募集を行うのですか。	<p>住み慣れた地域で暮らし続けたいと願っても、人口減少や高齢化など社会構造の変化により地域や所得格差が生まれ、「これまでどおりの暮らし」や「将来希望する暮らし」を叶えることが難しくなっています。暮らし続けるためには多種多様な問題を包括的に解決していく必要があると私たちは考えています。</p> <p>そのような中で、中国5県に共通し、その課題解決によって得られる知見を広く共有することができるテーマを調査・検討し、地域特性を踏まえ、以下のようなテーマを設定しました。</p> <p><島根> 中山間地域・離島における生業づくりとそれを支える仕組みづくり</p> <p><岡山> 貧困や虐待の被害にある子どもたちの生活再建拠目的とする拠点整備</p> <p><広島> 「ひと」「しごと」「地域資源」等の好循環モデル形成</p>
(2)	なぜコンソーシアムで資金分配団体をしているのですか。	<p>本コンソーシアムの構成団体は、15年以上の連携実績があります。その信頼関係を背景に、以下の理由でコンソーシアムによる提案を行いました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・休眠預金制度を中国地方全域に届ける ・地域性および資金分配団体と実行団体の連携を重視する ・本事業において得られる様々な知見やノウハウを共有しあう
(3)	申請できるテーマは、公募要領 P4～6 に掲載されている(2)島根(3)岡山(4)広島の3つのテーマのみですか。P3 に掲載されている「(1)共通」というテーマでも申請は可能ですか。	<p>(2)島根(3)岡山(4)広島の3つのテーマのみで募集します。「(1)共通」については中国5県全体の公募趣旨について記載した箇所であり、募集テーマではありません。</p>

(4)	<p>中国5県での公募ということですが、鳥取県と山口県での募集テーマがないのはなぜですか。</p> <p>また、今後両県で募集が行われることはありますか。</p>	<p>現在公募を行っている 2019 年度においては、鳥取県並びに山口県を対象としたテーマでの募集は行いません。中国地方全体での課題解決を目指すにあたり、本事業の初年度である今回は先行して 3 県のみで公募を行います。</p> <p>理由として、3 県で先立って実績を確立し、5 県全体へ広めていきたいという狙いがあります。</p> <p>本コンソーシアムは休眠預金等を活用した助成金の公募のみを目的として組成したのではなく、中国地方全域の地域課題を連携をもって解決していくことを目指しています。5 県全体への波及効果も狙った設計であることをご了承いただけますと幸いです。</p> <p>また、今後についてですが、休眠預金等を活用したこの制度では資金分配団体も毎年度公募となっています。そのため、現時点では来年度については未定となっています。</p> <p>そのような状況ですが、本コンソーシアムとしては鳥取県と山口県も含め、来年度以降も継続できるよう準備を進めております。</p>
(5)	<p>今後実行団体数、地域、事業種別はどのように広がっていく予定ですか。</p> <p>(2020 年 2 月 4 日説明会岡山会場でのご質問)</p>	<p>中国 5 県休眠預金等活用コンソーシアムが行う 2019 年度の公募において、現在行っている内容以上の拡大(採択団体数、地域、事業種別の増加等)はございません。</p> <p>2020 年度以降、新たな資金分配団の公募が行われることは確定しております。次の金分配団体が採択され、新たな公募を行うとなれば、実行団体数や地域、事業種別は広がっていくことが予想されます。</p> <p>また中国 5 県休眠預金等活用コンソーシアムとしても、2020 年度引き続き資金分配団体となれるよう、地域の様々な課題について検討を踏まえながら、資金分配団体の公募へ申請を行っていく予定です。</p>
(6)	<p>申請へ向けた個別サポートはどのように受けられますか。また実行団体へ採択されたあとの非資金的支援の受け方</p>	<p>申請へ向けた事前相談等は、各エリアの担当者が対応いたします。申請を予定するエリアの担当者まで直接お問い合わせください(公募要領 P26 に記載)。</p>

<p>が知りたいです。 (2020年2月10日説明会津山会場での質問)</p>	<p>非資金的支援の内容についてはエリア担当者と協議のうえ決定いたしますので、お気軽にお問合せください。</p>
---	--

2. 申請についての質問

No.	質問内容	回答
(1)	<p>申請方法がフォームに限定されているのはなぜですか。</p>	<p>本事業では、採択された実行団体は専用のシステムを用いて毎月の事業報告や管理報告を行うこととなるため、ITを使いこなせる団体かどうかを審査する観点からもこのような応募方法を設けています。</p>
(2)	<p>法人格は必須ですか。</p>	<p>各県によって異なりますので、以下をご確認ください。</p> <p><島根> 法人格の種類は問いませんが、任意団体の場合は事業期間内に法人格を取得していただきます。</p> <p><岡山> 本事業では不動産取得による拠点整備を事業実施の前提としているため、物件の所有者を明確にする観点から、法人格を持たない任意団体による申請は対象外とします。</p> <p><広島> ・法人格の種類は問いません。</p>
(3)	<p>株式会社などの営利企業も申請できますか。</p>	<p>営利企業の申請に制限はありません。公募要領 P4 に掲載の「4. 申請資格要件」に掲げる内容のほか、公募要領に定める諸条件へ合致していれば、申請可能です。</p>
(4)	<p>コンソーシアムで申請することができますか。 その場合に必要な提出書類がありますか。</p>	<p>コンソーシアム(複数の団体でチームを組んで)で申請することは可能です。</p> <p>書類の作成にあたっては代表団体の名前や所在地で申請してください。</p> <p>また、様式2_事業計画書や様式3_資金計画書において、コンソーシアムを組成する意義、資金の流れなどをお示しください。</p> <p>コンソーシアムでの提案の際は、以下の申請書類等が追加が必要となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・様式 4 欠格事由に関する誓約書(構成団体分) ・様式 6 役員名簿(構成団体分)

		<p>・コンソーシアム協定書</p> <p>コンソーシアム協定書についてはひな形を別途お送りしますので担当事務局までお問合せ下さい。</p>
(5)	<p>コンソーシアムを組成する場合、構成団体に営利企業や行政機関、任意団体が加わることは可能ですか。</p>	<p>コンソーシアムの構成団体について、特に指定はありません。ただし、公募要領にある申請資格要件については代表団体と同じく満たしている必要があります。</p>
(6)	<p>なぜ社会的インパクト評価を行うのですか。</p>	<p>社会的インパクト評価は、担い手の活動が生み出す「社会的価値」を「可視化」し、これを「検証」し、資金等の提供者への説明責任(アカウンタビリティ)につなげていくとともに、評価の実施により組織内部で戦略と結果が共有され、事業・組織に対する理解が深まるなど組織の運営力強化に資するものです。</p> <p>休眠預金等活用法では、「休眠預金等交付金に係る資金の活用の成果に係る評価の実施」(法第 18 条第 2 項第 6 号)等が規定されており、本事業においてはその活動を社会的インパクト評価によって測ります。</p>
(7)	<p>なぜ SDGs についても聞かれているのですか。</p>	<p>SDGs は世界共通の目標であり、ここ日本においても官民・営利非営利に関わらずともに取り組むものです。本事業も SDGs を共通の目標の 1 つとして設計しています。</p>
(8)	<p>岡山の団体が島根・広島の実業へ応募することは可能ですか。</p>	<p>公募要領に定める諸条件へ合致していれば、可能です。</p>
(9)	<p>これまで実施してきた事業を申請することは可能ですか。今回の申請を機に新たに開始する事業を申請したほうがいいのか。</p>	<p>これまで実施してきた事業を発展・改善していくための申請であれば可能です。しかし「現状を維持したいから」「今まで使っていた助成金が切れたから」等の理由で申請する場合、選考基準に沿わない恐れがありますので、個別にご相談ください。</p>
(10)	<p>1 団体で複数のプランに申請できますか。</p>	<p>できません。</p> <p>1 団体で 1 つのプランへの申請とします。</p>
(11)	<p>最長(3 年)未満の期間や、助成額上限未満の実業は対象になりますか。</p>	<p>対象になります。</p> <p>期間が 3 年未満の場合でも、十分な成果が達成できることが求められます。助成額についても同様です。</p>

(12)	提出した書類を修正することはできますか。	公募期間内であれば修正は可能です。その場合は担当事務局までご確認ください。期限などについてご確認ください。公募期間終了後については原則として書類の修正や差替えはできませんのでご注意ください。
(13)	様式 3_資金計画書に 2019 年度記入欄があるのはなぜですか。また、どのように記入したらよいですか。	未記入のままご提出ください。契約が早まった場合に備えて 2019 年度の欄を設けていますが、本事業においては 2020 年度以降の事業が対象になる想定です。
(14)	見積書の提出は必要ですか。 (2020 年 2 月 5 日説明会島根会場でのご質問)	申請時には見積書の提出は求めませんが、資金計画の妥当性を確認のため、提出を求める場合があります。しかしながら、提出の有無に関わらず、資金計画書等を作成する上で、正確な積算をするためには予め見積を取ることをお勧めします。特に今回の助成では施設改修や物件購入を想定していることから、申請した予算と実際の金額に乖離が無いよう一層の注意が必要です。
(15)	提出を求められている以外の資料を添付して出してもよいですか。 (別紙参照としてよいですか。)	この度の公募では、定められている書類以外の資料を添付することはできません。様式 2_事業計画等に別紙参照として、追加の資料を添付することもできません。ただし、事務局において申請書類を確認する際に、別途資料の提供をお願いする可能性があります。その際は担当事務局よりメールにて資料のご提出をお願いさせていただきます。
(16)	申請フォームに規定類を添付する項目がありません。どうしたらよいですか。	規定類については、申請後に担当事務局よりメールにて別途ご案内します。まずは申請フォームにおいて求められている書類をアップロードしてください。

3. 資金についての質問

No.	質問内容	回答
(1)	助成金額の内訳が年々減少していくのはなぜですか。	本事業では「拠点整備による課題解決」を重視しており、初年度に不動産の取得を想定しているためです。2 年度目以降は取得した不動産を核として課題解決に取り組み、助成期間終了後は自立した運営が行えるようになることを目指していただきます。
(2)	自己資金(事業総額の 20%以上)	本事業においては、団体の自立、事業の継続性の観点から、

	を求められるのはなぜですか。	<p>事業費全体の 20%の自己資金を用意いただきます。</p> <p>例)助成額が 2,000 万円の場合、自己資金 500 万円が必要となります。(総額 2,500 万円の事業計画になります。)</p> <p>ただし、財務状況や緊急性がある場合には、特例的にその理由を明示していただき、自己負担分を減じることを検討します。また、最終年度についてはその年度の事業費全体の 20%を自己財源としていただきます。</p>
(3)	非資金的支援を受ける際に費用負担は必要ですか。必要である場合、助成申請額に加えることは可能ですか。	<p>非資金的支援は、資金分配団体が費用負担をして実行団体に向けて行うものです。実行団体において費用を負担していただく必要はありません。</p>
(4)	助成金の用途について指定はありますか。	<p>助成額の 85%以上を直接事業費として、15%以下を管理的経費として使うことができます。</p> <p>直接事業費は、以下を想定しています。 実行団体による民間公益事業実施に直接係る活動経費のうち、支出にかかる証拠書類を提出することが可能な費用です。 例:謝金、旅費交通費、会議費、会場借料、借料損料、印刷製本費、通信運搬費、広告宣伝費、消耗品費、施設改修費、機器購入費、委託費、人件費(当該事業に従事する業務従事者の給与)など</p> <p>管理的経費は、以下を想定しています。 役職員の人件費等や管理部門などの管理的経費、事務所の家賃等に要する経費で、当該業務に要する経費として特定することが難しいものの、一定の負担が生じている経費、又活動を実施するための調査費等です。</p>
(5)	各年度の予算上限などがありますか。	<p>本事業は 2020 年度、2021 年度、2022 年度の 3 年間の設計となっています。</p> <p>各年度の助成金予算上限は以下の通りです。</p> <p>※()内は広島</p> <p>2020 年度 1,400 万円(700 万円)</p> <p>2021 年度 500 万円(250 万円)</p>

		2022年度 100万円(50万円) 資金計画書の策定にあたっては、各年度の上限が上記以内になるように調整してください。
(6)	年度内に予算を使いきれなかった場合はどうなりますか。	残額は、最終事業年度を除き、翌事業年度へ繰り越し、翌事業年度の助成金交付額から控除します。但し、ただ単に支払時期が翌事業年度に変更になった場合など、やむを得ない事情がある場合には、残額を翌事業年度の助成金交付額から控除しないといった対応も可能とします。いずれの場合も実行団体と中国5県休眠預金等活用コンソーシアムで協議し、事前に資金計画書の変更を行う必要があります。 最終事業年度に残額がある場合は、返還していただきます。
(7)	評価に関わる経費はどう積算するとよいですか。 (2020年2月4日説明会岡山会場でのご質問)	評価関連経費として想定される経費としては以下のようになります。 ・外部の評価機関に評価計画を策定してもらったり、評価を実践する際の支援を行ってもらったりするための費用 ・評価に関する勉強会を開くための費用 ・その他、評価を行う上で発生した費用
(8)	実行団体の助成金の管理的経費の割合は、(資金分配団体同様に)各年度の予算毎に15%以内になっていないとだめですか。3年間の合計で15%以内になっていれば問題ないですか。	問題ありません。各年度での割合が15%以内になっていれば問題ありません。
(9)	自己資金についても、休眠預金用に開設した指定口座で管理(※)する必要がありますか。 ※休眠預金事業については該当する事業専用の口座を開設し、金銭の管理を行う必要があります。 (積算の手引き参照)	自己資金についても、指定口座に入金いただき管理していただく必要があります。 指定口座への入金時期については、資金提供契約締結前に中国5県休眠預金等活用コンソーシアムと協議して決定いたします。

4. 審査についての質問

No.	質問内容	回答
-----	------	----

(1)	審査委員はだれですか。	5県の地域事業や、助成事業、地域金融等に専門性を持った審査委員による審査委員会を構成しています。実行団体確定後、審査終了後に氏名の公表を予定しています。
(2)	選定基準はありますか。	以下の選定基準に基づき選定を行います。詳しくは公募要領6.(1)選定基準をご確認ください。 【選定基準】 <input type="checkbox"/> ガバナンス・コンプライアンス <input type="checkbox"/> 事業の妥当性 <input type="checkbox"/> 実行可能性 <input type="checkbox"/> 継続性 <input type="checkbox"/> 先駆性(革新性) <input type="checkbox"/> 波及効果 <input type="checkbox"/> 連携と対話 <input type="checkbox"/> 地域性・当事者性

5. 選定後についての質問

No.	質問内容	回答
(1)	予算や計画を途中で変更することは可能ですか。	原則として予算や計画の変更はできません。 事業の実施上、途中で見直しが必要である場合は資金分配団体へ相談のうえ、適宜変更を行うことが可能です。
(2)	費目間流用は可能ですか？	資金計画書において直接事業費、管理的経費および評価関連経費の各経費の内訳が特定されている場合であっても、実行団体の裁量により、各経費の範囲内に限り、流用元科目の最大 20%を異なる科目に充当することができます。但し、人件費への流用及び 20%を超える科目間流用については中国 5 県休眠預金等活用コンソーシアムと流用の理由、金額等を協議し承認した場合に限り、資金計画書の変更を要します。なお、資金計画書に、新たに科目を追加する場合には、事前に中国 5 県休眠預金等活用コンソーシアムと協議してください。
(3)	指定活用団体、資金分配団体はどのように事業に関わります	指定活用団体は、休眠預金等に係る資金の活用に関する事業の実施主体であり、資金分配団体に対する監督を通じ

	か。	<p>て、実行団体の事業の監督に係る一義的(いちぎてき)な責任を負っています。</p> <p>その上で、休眠預金等に係る資金の分配・管理等の法で規定された役割にとどまらず、民間公益活動の好事例を積極的に創出・共有し、展開・発展させることで、社会の諸課題の解決のための自律的かつ持続的な仕組みの構築を促進する役割も担う必要があるとしています。</p> <p>資金分配団体は、革新的な手法による資金の助成、貸付け又は出資や事業実施に係る経営支援や人材支援といった非資金的支援を必要に応じ伴走型で行うこと等を通じて、民間公益活動の自立した担い手を育成する中心的な役割を担うことが期待されています。</p> <p>また、社会の諸課題は地域や分野ごとに様々であり、実行団体が行う解決のための手法も多種多様であることから、特定の社会の諸課題の分野や地域の実情等に精通した資金分配団体を經由することにより、実行団体に対し適切に必要な支援が行われることが期待されています。</p>
(4)	評価を行う際、どのような基準で行えばよいですか。	<p>提案いただく事業の成果を適切に図るため、評価指標は申請者と資金分配団体において策定します。</p> <p>JANPIA のサイトに掲載されている「資金分配団体・実行団体に向けての評価指標」を参考にしてください。</p>
(5)	公募要領 P8 の「9. 選定の流れ」(6)に「評価計画書のブラッシュアップを行います」とありますが、評価計画書は申請時に提出が必要ですか。また作成する際の様式はありますか。	<p>評価計画書は選定後に資金分配団体とともに作成していただきます。</p> <p>ただし公募要領 P10「6. 選定について (1)選定基準-実行可能性」に記載のとおり、事業計画書において評価の方法を明示していただく必要がありますので、申請時点で考えられる評価方法について「様式 2_事業計画書」内へ記載してください。</p>
(6)	助成金はどのように振り込まれますか。	<p>助成金については概算払いで年度に 2 回、専用口座に振り込まれます。</p> <p>概算払いの時期は以下の通りです。</p> <p>2020 年度 1 回目 資金提供契約締結後直ちに</p> <p>2020 年度 2 回目 2020 年 10 月頃</p> <p>2021 年度 1 回目 2021 年 7 月頃</p>

		<p>2021 年度 2 回目 2021 年 10 月頃 2022 年度 1 回目 2022 年 7 月頃 2022 年度 2 回目 2022 年 10 月頃</p> <p>専用口座については、以下をご確認ください。</p> <p>総事業費を一元的に管理するため、総事業費のみを管理するための指定口座を開設してください。指定口座において総事業費以外の金銭の管理を行わないようにし、指定口座以外の金融機関口座において総事業費の管理を行わないでください。また、指定口座における日本円での預金を除くほか、本総事業費を運用しないようにしてください。</p> <p>なお、預金保険制度により万一の時にも預金が全額保護されるべきという観点から、総事業費の管理のための金融機関口座残高が一時的であっても 1,000 万円を超える可能性がある場合には、決済用預金口座(利息の付かない普通預金あるいは当座預金)を開設してください。通帳がない当座預金については、インターネットを通じ取引明細が随時出力できるものに限ります。</p>
(7)	<p>事業を実施した結果、当初期待されたような成果が出なかった場合はどうなりますか。 (2020 年 2 月 5 日説明会島根会場でのご質問)</p>	<p>資金提供契約前に作成する評価計画において、成果の指標や、それを測る方法などについてを作成いたします。その計画に基づいて評価を行い(事後評価)、上手くいったケース、上手くいかなかったケースに関わらず分析を行います。</p> <p>上手くいかなかったケース(当初期待されたような成果が出なかった場合)の原因が、事業を実施しなかったことに起因する場合は、契約通りに事業を実施していないということで、その分の予算を返還する可能性があります。</p> <p>一方で、計画通りに実施したが成果が出なかった場合は、その後の事業に反映するなど、無駄になるものではありません。この場合は予算の返還を求められることはありません。</p> <p>事業実施にあたっては常に資金分配団体 PO 等と進捗確認を行いながら進めてまいります。その時々にしつかりとコミュニケーションをとりながら期待した成果が出るように事業を進めてまいりますので、終了後に「いきなり認められない」ということがないような仕組みになっています。</p>

